## ◆「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づく接種に係る医薬品副作用被害救済制度の請求期限について

健康福祉センター

平成25年3月31日までに市町村の助成により、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合がありますので、お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について左記へ連絡して下さい。

【問合せ先】
①独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口（フリーダイヤル☎0120-149-931）
②御利用になれない場合は（☎03-3506-9411）有料に至急お問い合わせください。

## ◆沖縄県警察本部及び石垣市交通安全推進協議会からお知らせ

現在、県内では交通死亡事故が36件発生し、137名の尊い命が失われています。特に11月に入って4件の死亡事故が発生しており、そのうち65歳以上の高齢運転者が第一当事者となる死亡事故が3件立て続けに発生する等、多発傾向にあります。こういった重大事故は基本的に注意を払っていれば防げたものと考えられます。

【運転者の皆様には】
○無謀な運転は絶対しない。
○運転中はシートベルトを着用する。
○飲酒運転は絶対にしない、させない。

【高齢者の皆様には】
○車を運転する際は、いつも以上に周囲を良く見て運転する。
○・・・体調が悪いときは運転を控える。
○・・・歩いて外出するときは、左右の安全確認をするとともに、近くの横断歩道を利用する。
・道路を横断するときは、横断歩道を利用する。

といったことを特に心がけて、交通事故のない安全・安心な沖縄県を実現するため、県民の皆様の御協力をお願いいたします。

# ● 石垣市で受けられる高齢者福祉サービス事業

### ● 外出支援サービス事業

一般の交通機関を利用することが困難な住宅の６５歳以上高齢者に対し、リフト付きワゴン車を利用し自宅から病院への送迎を行っております。

【対象者】６５歳以上の介護度２以上の方で、外出時に車いす又はストレッチャー等を必要とする方。
【利用回数】１週間に２回まで
【利用料】往復５００円（片道２５０円）
【利用時の注意】同乗者（家族など）が必要

### ● 軽度生活援助事業

在宅で一人暮らしの高齢者の方が要介護状態にならずに健全で自立した生活を営めるよう、軽易な生活の支援を図ります。

【対象者】要介護認定で給付の対象外となる６５歳以上の一人暮らし高齢者又は、高齢者のみ世帯の援助が必要な者。
【利用回数】１週間に１回　２時間まで
【利用料】１００円
【利用時の注意】介護保険サービスとの併用はできません。

### ● 食の自立支援事業（配食サービス）

身体的又は精神的機能の低下により、自ら食事を作ることが困難な一人暮らし高齢者に対し食生活の改善と健康増進、安否確認を目的とし、食事を配達します。

【対象者】６５歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、自ら買物、調理など食事の用意が困難な方。
【利用回数】週５回（月～金の夕食）
【利用料】１食　３００円
【利用時の注意】配達時間１５時～１８時

【お問い合わせ】　福祉部介護長寿課　電話：０９８０－８２－７１５８

# ● 平成27年度住宅用太陽光発電システム設置補助金申請受付開始のお知らせ

石垣市では、住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助する制度があり、今年度も下記のとおり補助金交付申請を受け付けます。交付にあたっては「石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱」に基づく申請が必要になります。詳しい内容については、石垣市のホームページをご覧になるか、環境課までお問い合わせ下さい。

「石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱」の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請期間 | 平成２７年１１月２５日～平成２７年１２月２４日 | 対象施設 | ・住宅用に設置されたシステムで太陽電池モジュールの最大出力の合計値又はインバーターの最大出力が１０Ｋｗ未満のシステムであること。<br>・平成２６年１０月１日より平成２７年９月３０日までの期間に電力会社との受給契約が完了したシステムであること。<br>・設置前において、使用に供されたものではないこと。<br>・リース契約によるシステムではないこと。 |
| 申請窓口 | 石垣市環境課自然環境係　電話：0980-82-1285 | | |
| 補助額 | １件あたり３万円 | | |
| 対象者 | ・市内在住の石垣市民<br>・市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。<br>・対象システムの稼働状況について、市への情報提供に協力できる者<br>・１世帯（同居世帯は１世帯とみなす）につき１回 | | |